

# 「物価高対応子育て応援手当」の支給についてのお知らせ

健康福祉課子育て支援室 **TEL** 25-1184

令和7年11月21日に閣議決定された「強い経済を実現する総合経済対策」を受け、鳥羽市においても、0歳から高校3年生までの子どもたちに1人当たり2万円の「物価高対応子育て応援手当」を支給します。

本手当の受給には、原則、申請などの手続きは必要ありません。

## 1. 対象児童

- (1) 令和7年9月分(※) の児童手当の支給対象児童  
※令和7年9月に出生した児童については10月分
- (2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

## 2. 支給対象者

上記(1)の児童手当受給者、または上記(2)の保護者のうち生計を維持する程度の高い者

## 3. 支給額

対象児童1人につき2万円(1回限り)

## 4. 支給時期

申請不要のかた(プッシュ型支給) : 2月10日(予定)  
対象のかたには、1月中旬に案内文を発送済みですので、内容を確認してください。

申請が必要なかた:申請書を受理した月の翌月末までに支給  
※振込通知は発行しませんので通帳記帳により確認してください。

## 5. 支給方法

- (1) 児童手当受給者  
児童手当受給口座に振り込みます。  
※口座を解約している場合は、必ず子育て支援室へ連絡してください。
- (2) 申請を行った保護者(「6」の対象者)  
申請書で指定した口座に振り込みます。  
※口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、令和8年4月末までに必ず子育て支援室へ連絡してください。

### ～公務員のかたへ～

公務員のかたは、申請書に所属庁の証明が必要となります。まずは勤め先の児童手当担当者へ手続きについて確認してください。

## 6. 申請が必要なのはどんな場合?

次に該当するかたは申請が原則必要です。

- 令和7年12月27日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者
- 令和7年9月30日時点で所属庁から児童手当を受給しており、本市に住民票のある公務員(下記「公務員のかたへ」を参照)
- 令和7年12月27日以降に離婚(離婚調停中等も含む)により児童手当の申請が必要になった保護者

下記の窓口または市ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、子育て支援室へ提出してください。



市ホームページ

## 7. こんなときはどうなるの?

■引っ越しした場合はどうなりますか?

9月分(令和7年9月に出生した児童については10月分)の児童手当を支給した市町村(特別区含む)から振り込まれます。  
ご不明な点があれば、前述の引越前の市町村へ問い合わせてください。

■DV被害により、こどもとともに避難していますが、どうなりますか?

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村へ相談してください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

**申請期限は、令和8年3月31日(必着)です。**

※児童手当法第8条3項の規定に該当する場合は、事由発生日以後15日以内を申請猶予期限とします。(出生日や災害などが影響する場合)

問い合わせ先・窓口(鳥羽市役所) 健康福祉課子育て支援室 **TEL** 25-1184 (受付時間: 平日 8:30 ~ 17:15)

問い合わせ先(国) こども家庭庁コールセンター **TEL** 0120-252-071 (受付時間: 平日 9:00 ~ 18:00)

「物価高対応子育て応援手当」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”に注意してください。

自宅や職場などに鳥羽市から問い合わせを行うことがあります、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めるることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに鳥羽市の窓口または最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)に連絡してください。